

<勤務条件>

【チャレンジ雇用就業員】

任用期間	令和8年4月1日～令和8年9月30日（条件付きで任期の更新あり） ※1年間の雇用を前提としているため、勤務成績等が良好な場合は任期の更新があります。ただし、1年を超える更新は予定しておりません。
勤務時間	午前8時30分から午後3時30分（休憩時間 正午から午後1時）
勤務日数	週5日（月曜日から金曜日）
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1月2日及び3日）
報酬	月額 152,830円
手当等	条例等の定めるところにより、通勤費、期末手当等が支給されます。
休暇	有給休暇10日を付与します。 ※ 任期更新の場合は、1年間で20日付与します。
社会保険	加入となります。 (健康保険及び厚生年金保険)
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は毎月21日（実績に応じて支給する手当等は翌月21日） (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。